

元気な集落づくり応援団マッチング事業実施要領

1 目的

急速な人口減少と高齢化により、県内の過疎地域等の集落においては、集落活動の担い手の減少の問題が生じている。集落の消滅により、集落のあった地域の持つ公益的機能の低下が危惧されることから、集落の維持・活性化は都市住民を含めた県土全般にわたる課題であるとの認識のもと、県、市町、愛媛県過疎地域自立促進協議会が連携して、企業、NPO、大学等都市住民の集落支援の取組みを促進することにより、集落の維持・活性化と集落環境の保全を図るため、元気な集落づくり応援団マッチング事業を実施する。

2 応援団の登録

(1) 支援活動の内容

集落の共同作業等を対象とした人的支援（生活道の草刈り、水路の清掃、祭などの伝統行事の支援等ボランティア活動として成立するものについて、危険を伴わない作業であれば広く対象とする。）

(2) 登録対象者の要件

企業、NPO、大学、ボランティアグループ等複数名で構成された団体

(3) 登録方法等

登録申込み

応援団の登録を希望するものは、元気な集落づくり応援団登録申請書（様式1）（以下「応援団登録申請書」という。）に必要事項を記載の上、県（本庁地域政策課）へ提出するものとする。

登録証の発行等

応援団登録申請書の提出を受けた県（本庁地域政策課）は、速やかに記載内容を確認の上、申請者に登録証（様式2）を交付するとともに、元気な集落づくり応援団登録名簿（様式3）を作成し、県（地方局・支局）及び市町に送付するものとする。また、その際、県（地方局・支局）には管内の申請者の応援団登録申請書の写しも併せて送付するものとする。

登録変更等

登録証を受け取った申込者（以下「応援団」という。）は、登録内容に関し変更が生じた場合は、速やかに県（本庁地域政策課）に連絡し、応援団登録申請書（変更分）を速やかに提出するとともに、集落支援活動が困難になった場合には、県（本庁地域政策課）に登録証を返還するものとする。

その他

応援団は、市町を通じ県（本庁地域政策課）から提供される応援要請の中で、応援可能なものについては、積極的に承諾の上、応援するよう努めるものとするとともに、可能な限り継続的な支援に努めるものとする。

3 応援対象集落の選定と応援申請方法

(1) 応援選定集落

65 歳以上の高齢者が半数以上を占め、社会的な共同生活の維持が困難な状況におかれている集落またはその集落を含む地域のうち、応援を希望するものの中から市町が選定した集落または地域（以下「応援選定集落」という。）

(2) 応援申請方法

応援選定集落は、応援申請をするにあたり、市町職員も参加して、集落住民による話し合いを開催し、集落の課題や困りごと、将来的な集落の方向性、応援申請の内容等についての話し合いを開催。

集落代表者は、の話し合いの結果を踏まえ、元気な集落づくり応援団派遣申請書（以下「応援団派遣申請書」という。）（様式 4）を作成し、応援希望時期の 60 日前までに市町へ提出。

市町は、提出された応援団派遣申請書の内容を確認の上、県（本庁地域政策課）に提出。

県（本庁地域政策課）は、提出された応援団派遣申請書の内容を確認の上、申請書の写しを関係地方局又は支局へ送付。

応援団派遣申請書の内容に変更が生じた場合は、集落代表者は、市町を通じ県（本庁地域政策課）へ連絡するとともに、速やかに応援団派遣申請書（変更分）を市町を通じ、県（本庁地域政策課）へ提出するものとする。

4 応援要請の手順

(1) 応援団への応援要請

県（本庁地域政策課）は、応援団派遣申請書受理後、応援申請事項の内容（時期、及び応援選定集落の位置等）にかかわらず、登録された全応援団に可能性の打診をメール等で行い、応援可能の返信のあった応援団の中から、応援団登録申請書の内容を総合的に比較勘案して、成果の見込める応援団に対し、県（地方局・支局）と連携しながら応援要請を行い、承諾を得るよう努めるとともに、集落支援活動を実施する応援団が決定した場合は、速やかに、関係地方局又は支局及び市町に連絡するものとする。

また、集落支援活動を実施する応援団は、集落支援活動参加者名簿（様式 5）を集落支援活動実施日の 2 日前までに、県（本庁地域政策課）へ提出するものとする。

(2) 応援団の承諾が得られなかった場合の対応

県（本庁地域政策課）は、(1) で応援団の承諾が得られなかった場合、時間的に余裕がある時は、県（地方局・支局）と連携しながら、他の応援団へ応援要請を行うこととする。なお、応援団の承諾を得るのが困難な場合は、6 により結成される県及び市町職員で構成する元気な集落づくり応援団の派遣について、関係地方局、支局及び市町と協議するものとする。

5 応援選定集落、行政（県・市町）、応援団、愛媛県過疎地域自立促進協議会の役割

（１）応援選定集落の役割

応援団の受け入れ準備

集落支援活動に必要な道具等について、市町と連携し準備するよう努めるものとする。

継続的な交流の努力

応援申請は、１集落当たり年１回を基本とし、集落支援活動を契機とし継続的な交流につなげるよう努めるものとする。

（２）市町の役割

住民による話し合いの開催支援・参加

３（２）の応援申請をする前の住民による話し合いの開催を支援するとともに、話し合いに参加し助言を行う。

応援団及び応援選定集落との連絡調整

応援選定集落と調整のうえ、応援団に対し、応援申請に基づく集落支援活動の日時、集合場所等を連絡するものとする。

また、応援団の集落支援活動が円滑に実施できるよう、必要に応じ応援選定集落における応援団の受け入れ準備を支援する。

集落支援活動への立ち会い

集落支援活動当日は、地方局・支局職員とともに、事故等なく円滑に行われるよう努めるものとする。

継続的な集落支援活動となるための工夫

集落と協力し集落支援活動の受け入れやその後のフォローアップに工夫を凝らすことなどにより、継続的な集落支援活動につなげるなど応援団と応援選定集落との良好な関係の構築に努めるものとする。

（３）応援団の役割

市町からの連絡に基づき、必要な準備を行い、集落支援活動時に応援要請事項が確実に実施できるよう、また、集落支援活動を通じて継続的な交流へつなげるよう努めるものとする。

なお、集落支援活動の安全確保はもとより、移動中における交通事故防止等にも十分注意するものとする。

（４）県（本庁地域政策課）の役割

ボランティア保険への加入

応援団が安心して集落支援活動を実施できるよう、集落支援活動及び移動中の事故を対象としたボランティア保険に加入するものとし、保険料の負担は県が行う。

活動実績の公表

（５）で地方局・支局職員が書き込みした「えひめの元気な集落づくりブログ」の内容を確認し公開するとともに、集落支援活動の実績を取りまとめて、県ホームページ（愛媛の元気な集落づくり支援総合ポータルサイト）に掲載し公表するものとする。

（５）県（地方局・支局）の役割

集落支援活動への立ち会い及び集落支援活動実績の報告

地方局・支局職員は、市町職員とともに、集落支援活動当日は、集落支援活動に立ち会い、活動が事故等なく円滑に行われるよう努めるとともに、集落支援活動終了後３日以内に、「えひめの元気な集落づくりブログ」に書き込みを行う。

(6) 愛媛県過疎地域自立促進協議会の役割

会員（過疎市町）の活動推進

会員である過疎市町の本事業への取組みを促進する。

6 県及び市町職員による元気な集落づくり応援団の結成

県職員及び市町職員も、応援団の承諾が得られなかった場合に備え、別紙に定める元気な集落づくり応援団を組織するものとし、年度当初に様式 6 により元気な集落づくり応援団名簿を県（本庁地域政策課）へ提出するものとする。

7 安全管理措置

集落支援活動を行うに当たっては、参加者すべてが別紙「マッチング事業における安全管理について」に基づき、安全管理に努めるものとする。

（附則）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

元気な集落づくり応援団登録申請書(新規・変更)

申請年月日	平成 年 月 日									
企業・団体名										
所在地										
代表者の氏名										
企業・団体の業務内容										
応援団申込みの動機										
担当者 / 申込者 連 絡 先	住所									
	氏 名									
	T E L									
	F A X									
	メールアドレス									
応援可能地域 (該当に○)		県内どこでも可								
		特定地域を希望 (希望する市町・地域等:)								
応援可能な曜日 (該当に○)	平日		土・日		祝 日		その他()			
応援内容 (対応可能な応援内容に○)	集落道の草刈り		水路の清掃		集会所等の清掃					
	祭りの支援		簡易農作業		交流イベントの手伝い					
	その他希望する内容があれば具体的に記入してください。									
一度に応援可能な人数	人程度									
登録の公表 (該当に○)	希望する		希望しない							
活動実績の公表 (該当に○)	希望する		希望しない							
交流会等の希望 (該当に○)	希望する		希望しない							
特定集落への継続的な 応援希望の有無 (該当に○)	希望する		希望しない							
応援に当たっての 基本スタンス等										
その他応援に当たっての 要望事項等										

元気な集落づくり応援団登録証

団 体 名

登録番号

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広

元気な集落づくり応援団登録名簿

[illegible]

元気な集落づくり応援団派遣申請書(新規・変更)

申 請 年 月 日	平成 年 月 日				
集 落 (地 域) の 名 称	市 ・ 町 集 落				
所 在 地					
代 表 者 の 氏 名					
集 落 (地 域) の 概 要	人 口	人	世 帯 数	世 帯	高 齢 化 率 %
担 当 者 / 申 込 者 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	T E L				
	F A X				
	メー ル ア ド レ ス				
希 望 す る 応 援 内 容 (作業内容、場所、時間、また、特に応援に必要な技能など、できるだけ具体的に記入してください。)					
応 援 を 希 望 す る 時 期					
応 援 を 希 望 す る 人 数	人程度				
留 意 事 項 (想定される危険性、必要な準備品など)					
交 流 会 等 の お も て な し (該 当 に 。)	対 応 し た い		対 応 で き な い		
特 定 応 援 団 へ の 継 続 的 な 応 援 希 望 の 有 無 (該 当 に 。)	希 望 す る		希 望 し な い		
そ の 他 応 援 を 希 望 す る に 当 た っ て の 要 望 事 項 等					
備 考					

応援希望時期の60日前までに申請すること。

応援を希望する時期について、日にちが決まっている場合は日にちを、ある程度幅が持てる場合は○月頃又は○月～○月等のよう記載して下さい。

住民による話し合い結果

開催日	平成 年 月 日 時 ~ 時	
開催場所		
参加人数	人	
集落の課題・困りごと	自分たちでできること	
	行政に頼むこと	
	都市住民の応援を依頼するもの	
将来的な集落の方向性		
立会市町職員	職	氏名

集落支援活動参加者名簿

登録番号()
 企業・団体名()

	氏 名	備 考
責 任 者		連絡先()
副 責 任 者		連絡先()
参 加 者		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
〃		
計	名	

当日の緊急連絡等に必要なため、責任者及び副責任者の携帯電話番号を差し支えなければご記入ください。

() 元気な集落づくり応援団名簿

[illegible]

当日の緊急連絡等に必要のため、責任者の携帯電話番号を差し支えなければご記入ください。

県及び市町職員による元気な集落づくり応援団体制

【愛媛県】

- 本庁元元気な集落づくり応援団
（団長：元気な集落づくり支援統括員 構成員：本庁地域政策課職員）
- 東予地方局元元気な集落づくり応援団
（団長：東予地方局元元気な集落づくり支援員 構成員：地域政策課職員及び有志）
- 今治支局元元気な集落づくり応援団
（団長：今治支局元元気な集落づくり支援員 構成員：総務県民室職員及び有志）
- 中予地方局元元気な集落づくり応援団
（団長：中予地方局元元気な集落づくり支援員 構成員：地域政策課職員及び有志）
- 南予地方局元元気な集落づくり応援団
（団長：南予地方局元元気な集落づくり支援員 構成員：地域政策課職員及び有志）
- 八幡浜支局元元気な集落づくり応援団
（団長：八幡浜支局元元気な集落づくり支援員 構成員：総務県民室職員及び有志）
- 愛媛県過疎地域自立促進協議会元元気な集落づくり応援団
（団長：事務局長 構成員：事務局職員）

【市 町】

- ○○市（町）元元気な集落づくり応援団
（団長：過疎又は地域振興担当課長 構成員：過疎又は地域振興担当課職員ほか）